

料 金 表 （小規模多機能型居宅介護事業所 ふるさと）

R8.6.1

●介護保険の給付対象となるサービス

①サービス利用 基本報酬

ご本人の要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用に係る自己負担 (通常) 1月あたり	3,450単位	6,972単位	10,458単位	15,370単位	22,359単位	24,677単位	27,209単位
サービス利用に係る自己負担 (短期利用) 1日あたり	424単位	531単位	572単位	640単位	709単位	777単位	843単位

②加算

加 算	簡単に説明	単位
訪問体制強化加算	訪問担当2名以上配置、200回以上/月	1000単位/月
総合マネジメント加算Ⅰ	個別サービス計画、多種業務との連携、地域住民との連携等 地域資源の活用、地域行事 や活動等に積極的に参加。	1200単位/月
サービス提供体制加算Ⅰ	介護職員のうち、介護福祉士の割合に応じた加算	750単位
処遇改善加算Ⅰロ	経験・技術のある介護職員を配置	総単位の18.6%
看護職員配置加算Ⅰ	常勤かつ、専従の看護師を配置	900単位/月
生産性向上推進体制加算Ⅱ	デジタル技術等を活用した継続的な生産性向上の取り組み	10単位/月
生活機能向上連携加算Ⅰ	リハビリ専門職と連携し共同で評価・計画・助言	100単位/3ヶ月
認知症加算Ⅲ	日常生活自立度Ⅲ以上	760単位/月
認知症加算Ⅳ	日常生活自立度Ⅱの方、要介護2	460単位/月
初期加算	利用開始から30日	30単位/日
看取り連携体制加算	看取り計画～30日迄	64単位/日
特別地域加算	厚生労働大臣が定める地域「過疎地域」に所在する事業所	所定単位数(基本報酬)に 15/100を乗じた単位(額)

※上記単位に10.17倍した額（円）となります。（利用者様負担額は、1割～3割負担です）

※加算については、人員配置や、ご利用者様の状態などで変わりますので、個々に説明させていただきます。

●介護保険の給付対象とならないサービス

①食事の提供

朝食：300円、昼食：520円、夕食：520円、おやつ代：100円

特殊な食事（経管栄養等）：1回 100円

②宿泊費：2,400円/1泊

③通常の事業の実施地域外の契約者に対する送迎費及び交通費

実費（別紙2）

④オムツ代

実費（別紙1）

⑤レクリエーション、クラブ活動

レクリエーション、クラブ活動に参加して頂くことができます。

利用料金：材料代等実費

⑥サービス提供についての記録が閲覧できますが、複写物が必要となる場合、A4用紙1枚につき 10円